

旧明野村内における廃棄物処分場の適地調査について

1、 廃棄物処分場に関する個人的考え方

- 1)時代とともに質・量の変化はあるにしても、人間活動のある限り廃棄物の排出が絶える事はなく、したがって、その処分地は必須の社会基盤施設の一つであり、将来に涉ってそれを確保し続けなければならない性質のものであると考えられる。
- 2)ただ、廃棄物処分場は、一般に“迷惑施設”と考えられて来たものであるからこそ、処分地を他地域に依存するのではなく、自らの生活圏域の中に確保するのが基本的な姿勢であるべきである。
- 3)ここで、処分地の使用可能期間を10年間とすれば、その新設頻度は100年間(ほぼ人の一生の間)に10箇所となるが、その頻度に耐えるように、自らの生活圏域内の各所に処分地を確保し続けることは、住民および行政の責任であり義務であると考ええる。
- 4)とは言え、処分地の設定およびその運用に際しては、土壌汚染や地下水汚染防止に向けての十分な配慮の下での施設構築と、その維持管理およびリスク管理体制を十分に確立しておくべきである。
とりわけ、地下水汚染やそれに由来する健康被害の発生を防止するために、施設の運用開始からその閉鎖後のかなりの長期間にわたって、オンラインでの地下水水質監視網を構築して、常時、水質を監視すると共に、水質異常発生時の対応方策を確立しておかねばならないと考える。

2、 旧明野村内における廃棄物処分場の適地調査について

(1) 整備すべき処分場についての考え方について

「廃棄物最終処分場の形態」;“管理型処分場”とする場合、一般に、有害物質含有廃棄物は安定化処理(溶融固化など)したものとすると共に、構造物の耐久性、水密性、安全性を確保するべきであろう。なお、周辺住民の理解を得るためにも、また、生活圏域(県)の廃棄物処理処分が抱えている現状と問題点を明らかにするためにも、その時点における処分予定の質・量を、その都度、明示してゆくべきと考える。

なお、如何なる時点においても、処分場周辺地域および住民の安全性・健康確保のために、上記1-4)の方策を確立するべきである と考える。

「適地調査を行うに当たっての管理型処分場の規模については、他の4地区で定めた管理型処分場を前提とした「次期処分場の適地基準」によるものとし、適地調査については、平地の場合5ha以上、傾斜地では6~8haの面積が確保できる場所を目安に調査を行う。」

地理的条件や、時間経過と呼応する技術レベルや社会情勢などの変化に応じた改変を行う必要性は不可避的に生じようが、上記1-3)で述べたように、比較的短い時間頻度での処分場の新設を行う必要があるため、基本的には、周辺地域負担の公平性や地域住民の理解を得るためにも、適地基準は変更しないのが望ましいと考える。

「今後、具体的に整備を進めていく管理型処分場については、廃棄物の処理量の状況と今後の見込み、技術の進展、地元の意見等を踏まえ、詳細に検討を進める。」； 異論無し。

(2)「適地基準について」；別紙。

(3)「調査方法については、事業団が机上調査を行ったうえで、北杜市へ照会するとともに、現地確認を実施」；異論無し。

ただし、現地調査に引き続いて、必要な科学的調査が行われるものと理解する。

(4)「調査期間については、概ね1箇月を目途に調査を行う」；必ずしも背景を詳細に承知していないので、意見を保留。

旧明野村内における廃棄物最終処分場の適地基準について

「 適地基準全般について

下記「 」の記載事項は、あくまで、個人的考え(および印象)である。適地基準の中に“数値に基づく基準”を設定する事には長所および短所があり、判断の分かれる所であると考えられるので、数値基準の設定の是非に関しては一任したい。

「 適地調査を行うための候補地の適地基準として、

- 1 第1次スクリーニング(法令による規制等の指定地域)；「自然環境 保全、生活環境の保全、災害の防止の観点から、すでに制定されている法律及び県・市町村条例により規制・保全など明確に指定されている地域を除外する。」異論無し。
- 2 第2次スクリーニング(法令以外に配慮すべき区域；除外する区域)
 - 1) 稀少野生動植物の保護 = 「稀少動植物の生息に重大な影響を与える区域」；「稀少動植物」および「重大な影響」を予め定義しておくべきではないかと考える。
 - 2) 水道水源との位置関係 = 「立地場所下流方向の至近位置に水道水源井戸のある地域、放流先河川下流方向の至近位置に水道水源の取水口がある区域」 「立地場所下流方向の至近位置に水道水源井戸のある地域」の“至近位置”と言う定義は不明確であり、自由度が大きすぎると感じる。長野県や和歌山県の“半径1km以内”に類する距離制限を設定した方が良いと考える。なお、地形や土質状況にもよるが、地下水流速(通常、0.01から100m/年(新版地下水調査法))を、その“最大値”である100m/年とし、井戸までの距離が1kmであるとすれば、万が一、処分施設直近で地下水汚染が検出されたとしても、井戸までの汚染物質の流達に10年間かかる事になる。除染対策は可及的速やかに実施されるべきものではあるが、1kmと言う距離は、約10年間以上の地下水汚染対応時間を与えているものとも理解される。

「放流先河川下流方向の至近位置」という定義も不明確で、長野県や和歌山県の“半径 1km 以内”に類する距離制限の設定が適切と判断される。水質は、放流先河川と放流水の水量や、両者の混合率にも支配されるものである。流況にもよるが、取水口までの距離は両者の混合時間の確保（放流水の直接影響の回避）とも解され、また、完全な混合によっても水質が危惧される場合は、取水口下流に放流するなどの対応が必要。

- 3)放流先の状況 = 「公共下水、河川に放流できない区間」； 意不明。
- 4)集落との位置関係 = 「周囲に集落がある区域」； 熊本県の例に類する距離規定のある方が良く考えられる。
= 「アクセス道路が集落を通過する区域」； 意不明。
アクセス道路は集落を通過させないの意とすれば、異論無し。
- 5)活断層 = 「活断層（確実度 及び ）が至近位置にある区域」
； 一般的感覚から、震源地となる可能性の高い地区に立地することを回避する ということに異論無し。長野県、和歌山県、熊本県に準ずる数値基準の方が良いようにも感じるが、根拠なし。
- 6)県、市町村等の計画 = 「県、市町村等の施設計画がある区域」； ほぼ異論無し。
- 7)埋蔵文化財 = 「貴重な埋蔵文化財が有る区域」； 異論無し。
- 8)土地利用状況 = 「“ 既存施設や施設計画 ”、“ 集団的優良農地 ” がある区域」
； 異論無し。
- 9)道路アクセス = 「比較的近くまで利用できる道路が無い区域」； 意不明。“ 処分施設に比較的近い既存道路は、アクセス道路として利用しないの意か？
とすれば、長野県、和歌山県、熊本県に準ずる基準の方が良いようにも感じる。

以上